（規則第９条の２第２項第10号関係） 　（第１面）

申請者が法第14条第５項第２号イからヘまでに該当しない旨を誓約する書類

（法　人　用）

|  |
| --- |
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第５項第２号に規定する欠格要件イ　第７条第５項第４号イからトイ　成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないものロ　禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者ハ　この法律、浄化槽法その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの〔※１〕若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、又は刑法第２０４条、第２０６条、第２０８条、第２０８条の３、第２２２条若しくは第２４７条の罪若しくは暴力行為等処分ニ関スル法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者ニ　第７条の４若しくは第14条の３の２（第14条の６において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）又は浄化槽法第41条第２項の規定により許可を取り消され、その取り消しの日から５年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号及び第14条第５項第２号ニにおいて同じ。）であった者で当該取り消しの日から５年を経過しない者を含む。）ホ　第７条の４若しくは第14条の３の２又は浄化槽法第41条第２項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第７条の２第３項（第14条の２第３項及び第14条の５第３項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第５号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から５年を経過しないもの。ヘ　ホに規定する期間内に第７条の２第３項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第５号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、ホの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人〔※２〕であった者で、当該届出の日から５年を経過しないもの。ト　その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者ロ　暴力団員による不当な行為の防止に関スル法律第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）ハ　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するものニ　法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるものヘ　暴力団員等がその事業活動を支配する者※１）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるものとは、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法※２）政令で定める使用人とは、申請者の使用人で次に掲げるものの代表であるもの(1) 本店又は支店（商人以外のものにあっては、主たる事務所又は従たる事務所）(2) 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有するものを置くもの |

　申請者は、上記イからヘのいずれにも該当しないことを誓約します。

　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　住　　　　　　所

　　　　　　　　　　　　　名称及び代表者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

（第２面）

|  |
| --- |
| 役員（使用人）名簿 |
| 役　職　名 | 氏　　名 | 住　　　　所 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

　備考　申請者の役員及び第１面※２）に該当する使用人について記載すること。

（規則第９条の２第２項第10号関係） 　（第１面）

申請者が法第14条第５項第２号イからヘまでに該当しない旨を誓約する書類

（個　人　用）

|  |
| --- |
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第５項第２号に規定する欠格要件イ　第７条第５項第４号イからトイ　成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないものロ　禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者ハ　この法律、浄化槽法その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの〔※１〕若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、又は刑法第２０４条、第２０６条、第２０８条、第２０８条の３、第２２２条若しくは第２４７条の罪若しくは暴力行為等処分ニ関スル法律の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者ニ　第７条の４若しくは第14条の３の２（第14条の６において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）又は浄化槽法第41条第２項の規定により許可を取り消され、その取り消しの日から５年を経過しない者ホ　第７条の４若しくは第14条の３の２又は浄化槽法第４１条第２項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第７条の２第３項（第14条の２第３項及び第14条の５第３項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第５号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から５年を経過しないもの。ヘ　ホに規定する期間内に第７条の２第３項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第５号に該当する旨の同条の規定による届出があった場合において、ホの通知の日前60日以内に当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であった者で、当該届出の日から５年を経過しないもの。ト　その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者ロ　暴力団員による不当な行為の防止に関スル法律第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）ハ　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するものホ　個人で政令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるものヘ　暴力団員等がその事業活動を支配する者※１）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるものとは、大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法※２）政令で定める使用人とは、申請者の使用人で次に掲げるものの代表であるもの(1) 本店又は支店（商人以外のものにあっては、主たる事務所又は従たる事務所）(2) 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有するものを置くもの |

　申請者は、上記イからヘのいずれにも該当しないことを誓約します。

　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　住　　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

（第２面）

|  |
| --- |
| 使　用　人　名　簿 |
| 役　職　名 | 氏　　名 | 住　　　　所 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |

|  |
| --- |
|  |

|  |
| --- |
|  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

　備考　第１面※２）に該当する使用人について記載すること。